



目 次

告 示	ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定 (福祉指導課)	1
○保安林の指定予定の通知 (4件) (治山林道課)	1
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知 (〃)	2
○建築基準法による道路の位置の指定 (建築指導課)	2
公 告	
○地域森林計画の案の縦覧 (森づくり推進課)	2
○地域森林計画の変更の案の縦覧 (3件) (〃)	2
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	2

告 示

高知県告示第909号

医療機関について、次のとおり生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の指定をした。

令和3年10月26日

高知県知事 濱田 省司

医療機関の名称	医 療 機 関 の 所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人島津会	四万十市右山天神町10-12	令 3 ・ 10 ・ 1
幡多クリニック	よどや薬局安芸 安芸市矢ノ丸三丁目4-34	〃 〃 〃
駅前店		

高知県告示第910号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年10月26日

高知県知事 濱田 省司

- 保安林予定森林の所在場所
土佐清水市布字ヲシガサコ山2894の3、2894の5、2894の6
- 指定の目的
水源の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

高知県告示第911号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年10月26日

高知県知事 濱田 省司

- 保安林予定森林の所在場所
土佐清水市下ノ加江字中河内山3043の1、3043の2、3044の1
 - 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字中河内山3044の1（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び土佐清水市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第912号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の

規定により告示する。

令和3年10月26日

高知県知事 濱田 省司

- 保安林予定森林の所在場所
土佐清水市下ノ加江字大森山3085の1、字伊豆田山3098の18、字足川山3148のハ、3148の二、3148のホ、3148のへ、3148のチ、3148のリ、久百々字大岩山339の1、339の3
 - 指定の目的
水源の涵養
 - 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び土佐清水市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第913号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年10月26日

高知県知事 濱田 省司

- 保安林予定森林の所在場所
四万十市西土佐江川崎字口ヶヶ森山2985
 - 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字口ヶヶ森山2985（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十市役所に

備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第914号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

令和3年10月26日

高知県知事 濱田 省司

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成6年2月農林水産省告示第362号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第915号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。

令和3年10月26日

高知県知事 濱田 省司

地名	地番	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
香南市香我美町山北字下沢	407番4	6.00	35.00	

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により地域森林計画をたてようとするので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を公衆の縦覧に供する。

令和3年10月26日

高知県知事 濱田 省司

1 森林計画区の名

四万十川森林計画区

2 地域森林計画の案の縦覧場所

高知県林業振興・環境部森づくり推進課並びに関係市役所及び関係町村役場

3 地域森林計画の案の縦覧期間

令和3年10月26日から同年11月19日まで

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき地域森林計画を変更しようとするので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を公衆の縦覧に供する。

令和3年10月26日

高知県知事 濱田 省司

1 森林計画区の名

安芸森林計画区

2 地域森林計画の変更の案の縦覧場所

高知県林業振興・環境部森づくり推進課並びに関係市役所及び関係町村役場

3 地域森林計画の変更の案の縦覧期間

令和3年10月26日から同年11月19日まで

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき地域森林計画を変更しようとするので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を公衆の縦覧に供する。

令和3年10月26日

高知県知事 濱田 省司

1 森林計画区の名

高知森林計画区

2 地域森林計画の変更の案の縦覧場所

高知県林業振興・環境部森づくり推進課並びに関係市役所及び関係町村役場

3 地域森林計画の変更の案の縦覧期間

令和3年10月26日から同年11月19日まで

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき地域森林計画を変更しようとするので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を公衆の縦覧に供する。

令和3年10月26日

高知県知事 濱田 省司

1 森林計画区の名

嶺北仁淀森林計画区

2 地域森林計画の変更の案の縦覧場所

高知県林業振興・環境部森づくり推進課並びに関係市役所及び関係町村役場

3 地域森林計画の変更の案の縦覧期間

令和3年10月26日から同年11月19日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

令和3年10月26日

高知県知事 濱田 省司

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
令和3年9月8日 3高都計第321号	吾川郡いの町大内字竹ノ内1173番1ほか2筆	吾川郡いの町波川2579番地 株式会社近澤建設 代表取締役 近澤 栄二